

## お知らせ

宗教法人真宗大谷派当局（代表＝但馬弘宗務総長、京都市下京区烏丸七条）は雇用する僧侶職員に対し、労働基準法に違反して40年以上の間、最大で月130時間ものサービス残業を強要していたとの報道が、平成29年4月26日付朝日、毎日、読売、産経、京都等の新聞、各TVで一斉に報道されました。

この真宗大谷派と、我々一般財団法人本願寺文化興隆財団並びに東山浄苑東本願寺（京都市山科区）とは別団体、別法人であり、全く無関係であります。我々財団、浄苑では仏法に基づく職員、参詣者、壇籍者一体となった温かな僧伽を作り上げているのはご承知の通りです。

さて、記事によると、被害者の僧侶職員は月間の時間外労働が130時間にも達し、その残業代が真宗大谷派から一切支払われることがなかったと報じています。僧侶職員は「僧侶なので、『信仰心がないから残業代を請求した』との言われ方をしたのが一番こたえた」とし、職場の上司から暴言を吐かれたり、机を叩いて怒鳴られ、最後には雇用契約を解かれたとも話しています。真宗大谷派当局は、僧侶職員の

信仰心をないがしろにした仏法者としてあるまじき態度と言わざるを得ません。

真宗大谷派当局は常々、人権、いのちの尊厳、パワーハラスメント等の社会問題と戦っているとしながら、今日のかかる言行不一致の行為に対して、世間から厳しい指弾の声が挙がっています。

我々は、同じ仏法者として真宗大谷派当局に猛省を促す次第です。

合掌

一般財団法人本願寺文化興隆財団

東山浄苑東本願寺